平成２６年（フ）第９７９号
東京都港区南青山７丁目９―７
債務者　河本　兼尚
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　憲右
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０号
福岡県糟屋郡志免町志免中央３―10―５　リバーコート志免町302号室、住民票上の住所神戸市東灘区魚崎北町２丁目３番１号
債務者　長部加寿男
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　尚道
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６３号
広島市西区己斐中２丁目20番25―302号　井上ビル
債務者　池田　　章
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１号
宮城県登米市迫町北方字仮屋３番地８
債務者　伊藤　憲義
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第３号
和歌山県日高郡みなべ町山内1010番地
債務者　玉井　六郎
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第４号
和歌山県日高郡みなべ町山内1010番地
債務者　玉井　淳子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第４号
北海道北見市常盤町５丁目19番地３　第２竹中マンション２―２号
債務者　笹原　久美（旧姓佐藤・鈴木）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
さいたま市南区内谷３丁目５番17号　横田商事第５ビル305号
債務者　遠藤　明利
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６１号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208棟201号
債務者　宮宇地榮藏
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　路絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６２号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208棟201号
債務者　宮宇地勝子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　路絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
奈良県生駒市俵口町514番地　サンローレル204
債務者　井貝　博儀
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　正宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３３４号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字粉諸2277番地　こもろ荘２棟201号
債務者　髙羽　晃雄
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１号
滋賀県米原市上野631番地
債務者　草野　裕也
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第５５０号
大阪市北区天満３丁目12番13号　アリスマナーガーデン天満601号室、前住所大阪市北区天神西町７番13号
債務者　岡部　義雄
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２号
宮城県登米市迫町北方字仮屋３番地８
債務者　伊藤ひさ子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第３号
宮城県登米市迫町北方字仮屋３番地８
債務者　伊藤　憲一
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
仙台地方裁判所登米支部